

墨田区協治（ガバナンス）の仕組みづくり「中間のまとめ」 に対するパブリック・コメントの実施結果について

◇ 墨田区協治（ガバナンス）の仕組みづくり検討委員会設置要綱 第8条 （区民意見の反映）

委員会は、第2条に規定する報告をするに当たっては、広範な区民の意見及び提案を反映させるよう努めなければならない。

○ パブリック・コメントの実施

墨田区長が定める「パブリック・コメント手続に係る基準」を適用（概要については裏面を参照のこと）し、「墨田区協治（ガバナンス）の仕組みづくり『中間のまとめ』」について、広く区民から意見を募集しました。

■ 意見募集方法の概要

（1）意見募集の周知方法など

- ・ 平成18年12月21日号の広報紙「区のお知らせ」にパブリック・コメントの実施について掲載など
- ・ 「墨田区協治（ガバナンス）の仕組みづくり『中間のまとめ』」全文を区のホームページに掲載するとともに、区民情報コーナー及び政策担当で閲覧

（2）意見募集の提出期間

平成18年12月21日から19年1月19日まで

（3）意見提出方法

郵送、電子メール、ファクシミリ

（4）意見の提出先

墨田区企画経営室政策担当

■ 提出された意見の概要

電子メールにより、3名からの提出

なお、提出された意見の概要（パブリック・コメント）一覧については、別紙のとおり

パブリック・コメント手続に係る基準の概要

1 目的

この基準は、パブリック・コメント手続に関して必要な事項を定めることにより、区が積極的に情報を公表し、区民の区政への参画促進を図るとともに、公正で民主的な一層開かれた区政の推進と透明性の高い区政運営に寄与することを目的とする。

2 パブリック・コメント手続

区の基本的な政策等の策定に当たり、策定しようとする政策等の趣旨、目的、内容等の必要な情報を広く公表し、公表したものに対する区民等からの意見等の提出を広く求め、政策形成過程の中で意見を反映する機会の確保を図り、提出された意見等の概要及びそれに対する区の考え方等を公表する一連の手続をいう。

3 対象

本手続の対象は、区の長期構想、区政のそれぞれの分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定及びこれらの重要な改定などとする。

4 情報公表の時期等

実施機関は、区の長期構想等の立案をしようとするときは、意思決定を行う前に、あらかじめ次に掲げる情報を公表するものとする。

- ① 当該計画案及びその概要
- ② 当該計画案を作成した趣旨、目的及び背景
- ③ 当該計画案に関連する資料など

5 情報公表の方法

実施機関は、計画案の情報公表をしようとするときは、次に掲げる方法等により行うものとし、意見等の提出先、提出方法及び提出期限並びに意見等の提出に必要な事項を提示するものとする。

- ① 区のおしらせ
- ② 区のホームページ
- ③ 区民情報コーナー

6 意見等の提出

- (1) 実施機関は、情報公表後、区民が意見等を提出するのに必要な期間として、一箇月程度の期間を確保するものとする。
- (2) 意見等の提出方法は、郵便、電子メール、ファクシミリ等の文書等によるものとし、意見等の提出に当たっては、住所、氏名又は団体名等及び電話番号等連絡先の明示を求めるものとする。

7 意見等の取扱い及び公表

- (1) 実施機関は、提出された意見等を考慮し、計画案についての意思決定を行うものとする。
- (2) 実施機関は、提出された意見等及びその意見等に対する実施機関の考え方（意見等を反映できなかったときは、その理由を含む。）を公表しなければならない。ただし、提出された意見等のうち、公表することにより意見等を提出した個人又は団体の権利、利益等を害するおそれがあるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

8 基準の適用

本基準は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。